

(別紙 1)

## 那覇市有料広告取扱業務仕様書

### 1. 基本内容

- (1) 業務は、「広報なは市民の友」、「那覇市ホームページ」に掲載する広告の募集、料金設定など広告枠販売に関する一切とする。
- (2) 広告内容は、「那覇市有料広告掲載に関する要綱」と「那覇市有料広告掲載取扱基準」に準ずること。
- (3) ① 広告に使用する写真やイラストなどは、すべて落札者において準備し、完全版下又は画像データを作成すること。  
② 「市民の友」の広告デザインについては、本文と広告の区別を明確にするために、「広告(枠囲み)」である旨の表示を設けること。
- (4) 内容について疑義が生じた場合は、その都度、秘書広報課と協議すること。

### 2. 広報なは市民の友

- (1) 「広報なは市民の友」の概要
  - ① 規 格 タブロイド判 12 ページ
  - ② 部 数 5月号：154,400部、6月号：154,500部、7月号：154,600部、8月号：154,700部、9月号：154,800部、10月号：154,900部、11月号：155,000部、12月号：155,100部、1月号：155,200部、2月号：155,300部、3月号：155,400部、4月号：155,500部  
(毎月 100部ずつ増刷、毎月 1日発行)
  - ③ 紙 質 古紙配合率 70%以上 白色度 70%以上
  - ④ 印 色 全面 4色刷り (フルカラー)
  - ⑤ 配 付 市内の全世帯、市の施設、自衛隊等
- (2) 「広報なは市民の友」の広告掲載の業務内容
  - ① 契約期間 令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月 31日までとする。
  - ② 掲載期間 令和 5年 5月号から令和 6年 4月号までとする。
  - ③ 広告掲載枠 毎月 7枠 (掲載面は 2~12面の中から選び紙面下部に掲載予定)  
※ 1枠のスペースは縦 76<sup>ミリ</sup>×横 244<sup>ミリ</sup>(紙面下部)とする。  
※ 枠内の左右の上二隅のいずれかに、縦 5mm×横 11mm 以上の大きさに「広告(枠囲み)」の表記をする。
  - ③ 1枠を分割し、4社まで掲載可とする。
  - ④ 広告原稿は、「前月 10日」までに秘書広報課へ提出し、広告掲載審査委員会の審査を受けるものとする。広告審査委員会で訂正や変更の指摘があった場合は、「前月 15日」までに再提出するものとする。

- ⑤ 広告掲載枠に掲載する広告の応募数が不足し、広告掲載枠に空きが生じた場合は前月 5 日までに秘書広報課に連絡すること。

### 3. 那覇市ホームページ

#### (1) 「那覇市ホームページ」の概要

- ① セッション数 月平均約 458,719 (令和 4 年 1 月～令和 4 年 12 月)
- ② 更新頻度 随時

#### (2) 「那覇市ホームページ」の広告掲載の業務内容

- ① 契約期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。
- ② 掲載期間 令和 5 年 5 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日までとする。  
毎月 1 日～月末までとする。
- ③ 広告掲載枠 トップページ下部の 10 枠 (1 枠 縦 60 ピクセル×横 120 ピクセル)
- ④ 広告掲載内容は、「前月 20 日」までに、画像データ及びリンク先アドレス等を秘書広報課に提出し、広告掲載審査委員会の審査を受けるものとする。広告審査委員会で訂正や変更の指摘があった場合は、「前月 25 日」までに再提出するものとする。
- ⑤ 広告掲載枠に掲載する広告の応募数が不足し、広告掲載枠に空きが生じた場合は前月 20 日までに秘書広報課に連絡すること。
- ⑥ GIF アニメーションについては、5 秒以内に点滅を停止するようにすること。
- ⑦ 日本工業規格 JIS X 8341-3(最新)の適合レベル AA に準拠すること。

### 4. 広告料の納入

売買代金の納入は一括または分割とする。納入時期は下表のとおりとする。

納入方法		納入期限	納入額
一括の場合		令和 5 年 4 月 10 日	契約金額
分割の場合	第 1 四半期	令和 5 年 4 月 10 日	基本的に契約額の 4 分割とする。 ※千円未満の額は、第 1 四半期に含める
	第 2 四半期	令和 5 年 7 月 10 日	
	第 3 四半期	令和 5 年 10 月 10 日	
	第 4 四半期	令和 6 年 1 月 10 日	